



Title	戦時体制下における師範学校政策の展開に関する一考察
Author(s)	逸見, 勝亮
Citation	北海道大學教育學部紀要, 19, 111-126
Issue Date	1972-01
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/29069">http://hdl.handle.net/2115/29069</a>
Type	bulletin (article)
File Information	19_P111-126.pdf



[Instructions for use](#)

# 戦時体制下における師範学校 政策の展開に関する一考察

A Study on the Development of Normal  
School Policy during the Pacific War

逸 見 勝 亮

Masaaki Henmi

## 概 要

本論文は、日中戦争の開始から敗戦にいたる間の師範学校政策の展開を、主として小学校教員の確保という側面から分析しようとしたものである。

第1章では、大恐慌以降縮小される傾向にあった師範学校が急速に拡大される過程について検討した。ここでは第一に、侵略戦争の拡大に伴う労働力と兵員の不足は、教員待遇の低さと相俟って、転退職・応召教員の増加となり「教員の払底」特に正教員の不足を深刻なものとしたが、これの「打開」策として本科の拡大が行なわれ、「大陸科」「傷痍軍人教員養成所」など帝国主義的発展の新たな所産が生み出されること、第二に、にもかかわらず、教員待遇改善がなされない以上、師範学校に志願者を得ることさえ困難であり、また正教員不足を補い得るものではなかったこと、第三に、「教員の払底」は、多数の准・代用教員と女子教員によってのみ可能であったこと、以上の点が歴史的過程に沿って分析された。

第2章では、師範学校制度の重要な柱であった短期現役制度と徴兵免除が、兵員確保と国民皆兵制の下での徴兵免除という矛盾を解消して軍国主義を一層おしすすめるという軍事上の理由をもって廃止されることにより、師範学校入学志願者の減少と教員不足に拍車をかけ、師範学校における軍事教練が将来の兵員を予想して、いやがうえにも強化されていく必然的過程を分析した。

第3章では、1943(昭18)年「師範教育令」改正による師範学校の「昇格」は、師範学校に志願者を得ることが困難であるという矛盾の「打開」策として、教育機能が崩壊に向いつつある時でなければ提起されなかった必然性と、師範学校生徒が、勤労働員にかりたてられ、遂には帝国主義的教育要求にもとづくものでありながら、帝国主義自らの手によって師範学校の教育機能が完全に崩壊されてしまう過程について分析した。

補では、教員の養成・確保が、実際的には、道府県の責任においてなされたという歴史的事情から、教員補充策の展開を、北海道の場合を、例にとって検討した。

ここでは、多数の准・代用教員の採用と女子師範学校、准教員養成所の設置などを通じて、「教員の払底」が地方財政状況に規定されて「打開」されていたことを明らかにしようとした。

## 目 次

第1章 「教員の払底」と師範学校の拡大	補 北海道における教員補充策
第2章 短期現役制度の廃止と学校教練の強化	——女子師範学校と准教員養成所の設置——
第3章 「師範教育令」改正と教育機能の崩壊	むすび

第1章 「教員の払底」と師範学校の拡大

1937(昭12)年7月、中国侵略が全面的に開始されるとともに、一切の労働組合活動が禁止され、侵略戦争に批判的な者はいうに及ばず、積極的に支持しない者に対してまで弾圧が加えられ、国内のファッショ的反動体制は飛躍的に強化された。

総力戦遂行のために経済の軍事的再編成が進行し、膨大な労働力、兵員、資材、軍需品の確保がはかられた。1938(昭14)年7月、国家権力は労働者の雇用、賃金、労働時間を統制下においた。資本は高度の利潤をめざして軍需産業に集中し、「…低度の産業構造を満州事変以後の十年間は一気にふき破り、……一九三五年重工業と軽工業の地位は逆転した」<sup>(1)</sup>

教育はこのような侵略戦争と生産力の拡大のために労働力と兵員を供給することに挙げて奉仕させられた。今や「有為なる産業労働軍の育成」「国防力の増進」は、教育にとっても最大の課題であった。

労働力の基幹産業への集中と兵員の確保とは、教員の劣悪な待遇という条件もあって、「教員の払底」をもたらしたのである。この状況は例えば「最近小学校訓導の定員不足が全国的な現象となりつつある。その原因として数ふべきものは軍需工業を始め産業界の拡充に伴ひその方面への転職者の続出、学級増加、満州朝鮮台湾などへの出向……数は多くはないが応召による欠員も若干含まれている」<sup>(2)</sup>と報じられた。後述する短期現役制度と徴兵免除の廃止はこの事態に一層拍車をかけた。

転職者、応召・現役兵服務などにより、どの位の数の教員が不足とされたのかは必ずしも定かではない。「教育週報」は、応召教員が1937(昭12)年8月末現在全国で500人であったと報じている<sup>(3)</sup>。また石戸谷氏によれば「昭和十三年度に退職した小学校教員は二万八千人、これに学童自然増による増加要員六千人を加えて、約三万四千人の教員が昭和一四年度には新たに補充されねばならぬのに、師範学校を卒業するものは約一万人」<sup>(4)</sup>に過ぎない。この指摘によれば、1939(昭14)年度には約24,000名の教員が不足していたことになる。

また、北海道小学校長会教育調査部と北海道聯合教育会との調査によれば、1939(昭14)年度における状況は〈表1〉の如くであった。

これによれば、植民地への「出向教員」、転職者と何らかの理由による退職者は、1621(男871、女750)名であり同年度の教員総数の17%近くにもなる。<sup>(5)</sup>

新聞は的確にも次のように分析した。

〈表1〉 1939年度・北海道における小学校教員異動の状況

性別	男	女	計
朝鮮・満州・中国への転出者	153名	10名	163名
府県転任者	45	18	63
転職者	406	178	584
その他の退職者	312	562	874
計	916	769	1,684

森善次「本道小学校教員待遇に関する調査(一)」  
 (「北海道教育」第266号、1940・10、P.9)による

「……土地の広大なると人口の稀薄なる実情から、所謂単級複式の特種機構の中に、唯さへ義務教育の飛躍向上が最も望まれる本道に、現に百二十名の必須教員を不足とする現下の道状は、正に緊急の解決を要すべき重大問題たるを失はない……道内教員の払底の原因は、応召教員が直接の原因ではあるが、事変前と雖も必ずしも教員の数が潤沢だったとはいへなかった。……教員の死亡転職を初め、近時熾となりつつある満鮮方面への出向……軍需景気に影響される転職者の補充は、事変前と雖も本道教育界の重要問題として考えられていた……全国的な事変後の教員払底については未だ何らの方策が具体化されていない……」<sup>(6)</sup>

頻繁に指摘された「教員の払底」は、この報道が示すように日本資本主義の下での初等学校教員の養成・確保に絶えずつきまとった慢性的ともいべき教員の不足が、侵略戦争の一層の激化という条件に直接的に規定されて新たな矛盾として顕にならざるを得なかった結果であった。

では、この「教員の払底」状況はどのように「打開」されようとしたのか。

第一に師範学校本科の拡大がはかられた。大恐慌から1930年代前半にみられた第一部学級数縮小の傾向は、1939(昭14)年には一転して急速に増大された。1940(昭15)年には、男子は一挙に49学級が増設された。第二部も一貫して増大し続けて、1936(昭12)年には4466名と第一部をうまわる卒業者を出し、教員供給源としての位置を第一部にとって代った。第二部は、特に短期現役制度が廃止された1939年(昭14)年には、男子45、女子32、合計77学級が、翌1940(昭15)年にも男子36、女子36、合計72学級が増設された。1940(昭15)年には、師範学校はついに1万名をこえる卒業者を出すまでに至った。(〈表2〉を参照されたい)

文部省藤野普通学務局長は、1939(昭14)年2月18日衆議院において、短期現役制度の廃止に伴う対策として「昭和十四、十五年の両年度において教員の補充方法として師範学校第二部で二千四百名を目標として生徒を増募せしめるこれがため経費十万円を増加計上した」<sup>(7)</sup>と

〔表2〕 師範学校 学級数・卒業者数の推移

年 度	学 級 数				卒 業 者 数					
	第 一 部		第 二 部		第 一 部			第 二 部		
	男	女	男	女	男	女	計	男	女	計
1926	691	288	128	86	4,528	2,008	6,536	4,121	2,862	6,983
1927	705	292	121	90	4,929	2,265	7,194	4,253	2,739	6,992
1928	695	290	123	93	4,752	2,157	6,907	4,537	2,491	7,028
1929	684	290	119	98	4,498	2,040	6,538	4,181	2,485	6,666
1930	657	284	107	89	4,682	2,168	6,850	3,376	1,997	5,373
1931	612	275	81	76	4,787	2,100	6,887	20	947	967
1932	543	263	140	88	4,752	2,085	6,837	2,215	1,381	3,596
1933	481	248	135	89	4,158	2,005	6,163	1,972	1,305	3,277
1934	424	237	145	94	3,497	1,644	5,141	2,033	1,250	3,283
1935	382	231	163	100	2,823	1,487	4,310	2,214	1,472	3,686
1936	358	227	182	102	2,231	1,331	3,562	2,856	1,610	4,466
1937	352	228	189	100	2,120	1,238	3,358	3,142	1,645	4,787
1938	348	230	208	102	2,021	1,295	3,316	3,187	1,711	4,898
1939	351	230	257	134	2,075	1,350	3,425	3,633	1,835	5,468
1940	400	232	293	170	2,154	1,394	3,548	4,768	2,964	7,732
1941	452	233	295	170	2,254	1,446	3,700	4,131	3,265	7,396
1942	487	233	275	180	2,139	1,476	3,615	4,245	3,230	7,475

〔文部省年報〕より作成

説明した。短期現役制度の廃止ときたるべき義務教育年限の延長に対処するために師範学校本科の急速な拡大が進められたのであった。

金融恐慌以後の地方財政縮小政策の結果、第一部は縮小され、更には私費生の急速な増大によって師範学校の経費が全体的に削減されるとともに、他方国民の負担が増すという状況にあった<sup>(8)</sup>。ところが、今、日本帝国主義が労働力と兵員の確保のための政策をとらざるを得なかった結果、地方財政状況は何ら改善されていない<sup>(9)</sup>にもかかわらず、師範学校は拡大の方向をとらざるを得なかった。

更に、1939（昭14）年、師範学校に「大陸科」が設けられた。文部省は全国師範学校長会議（1936,6）において「満支方面ニ進出スル小学校教員ニ関スル件」として次のような説明を行なった。

「我が国ハ東亜諸邦ノ盟主トシテ其ノ根本義ヲ宣揚シ満支教育文化ノ徹底的建直ヲ為スノ必要アルト共ニ我が国ノ教員ヲシテ真ニ大国民錬成ノ施設タラシムルハ最モ緊要ナリ殊ニ時局ノ伸展ニ伴ヒ満支ニ於ケル邦人子弟ノ教育ヲ目的トスル小学校教員ハ益々不足ヲ告ゲ内地小学校教員ヲ招聘スルモノ著シク増加セルノ趨勢ニ鑑ミ本省ハ昭和十四年度に於テ十県ノ師範学校ニ特別学級ヲ設ケ其ノ養成ニ当タレルモ今後ハ増設ノ必要アルト共ニ各師範学校ニ於ケル教育モ時局ノ認識ヲ深メ興亜教育ノ実施ニ一層意ヲ用ヒラレンコトヲ望ム」<sup>(10)</sup>と。

この「特別学級」が「大陸科」である。「大陸科」は「初め満支向出教員養成のため特殊の新機関を設置する

計画であったが、経費が予定の通りに認められなかった」<sup>(11)</sup>という経過を経て、第二部に設置されたのであった。文部省の「十県ノ師範学校ニ」設けたという先の説明があるが、「文部省年報」によれば、1939（昭14）年度には、秋田、茨木、福井、三重、広島、香川、長崎、鹿児島各師範学校に各一学級、225名が在学していたことが知れる。

翌1940（昭15）年度には、秋田、茨木、栃木、富山、福井、岐阜、三重、広島、香川、長崎、鳥取、佐賀、鹿児島各師範学校に設けられ、425名の志願者があり、279名が入学した。1941（昭16）年度以降については不明な点が多い<sup>(12)</sup>。

「大陸科」においては、小学校本科正教員の資格が与えられたが、同時に「設立の趣旨から支那語の修得を必要とされ

たのはもちろんであるが、学科目として国語漢文に重点をおき、さらに現地の情勢（戦死者の慰霊祭執行者の必要）から神道に関する講義や礼法をも履修した」<sup>(13)</sup>のであった。

「大陸科」は、「満州朝鮮台湾などへの出向教員」の増加が、教員不足をもたらすのを防ぐためにその組織的養成を積極的にすすめることを目的としたものであった。

「師範学校ニ於ケル教育モ時局ノ認識ヲ深メ興亜教育ノ実施ニ一層意ヲ用ヒラレンコト」が期待されているように、「大陸科」の設置が同時に、師範学校における教育の一層の、いわば思想統一のためのテコとなったことは疑いない。

これらの具体的措置は、必ずしも順調に進行したのではなかった。先の全国師範学校長会議において文部省は「近時経済界ノ変移ニ依リ内外ニ亙リ各部面ニ人ノ活動ヲ促シ人ノ資源ノ補給ヲ用スルニ当リ小学校教員ニ対スル需要モ亦日ニ増加セントスル実情ニアルヲ以テ各位ハ此ノ現状ニ対シヨク管内中等学校及小学校ト連絡ヲトリ中等学校、小学校ヲ卒業セントスル生徒児童ニ対シ現下ノ実情ヲ深く認識セシムルト共ニ是等ノ父兄ヲ勸説シ生徒児童ヲ指導シ以テ優秀ナル小学校教員ノ充足ヲ図リ国民教育ノ全キヲ期セラレタシ」と「小学校教員志望者指導ニ関スル件」を示した<sup>(14)</sup>。同時に、「近時師範学校ノ入学志願者ニ表レタル状況」について「校長より詳細にわたって状況を聴取」<sup>(15)</sup>した。「小学校教員志望者指導」とは、要するに師範学校入学志願者を獲得せよということであった。

「教育週報」は「思ふ様に良質の入学者を得ることができないので再募集してみたがやはり駄目だったので止むを得ず（入学者を）予定の数よりも減じた」学校の存在を伝えた。更に「年々志願者減、師範生の質の低下」という見出しを掲げて「近年人口の増加に伴ひ小学校の年々の学級の増加が全国で四千学級に上って居るので小学校教員の増員は必然的となつて居るこの時に当り志願者は減じその上に質は劣つて来るという事は国民教育上捨て置き難き重大問題」であると報じた<sup>(16)</sup>。

〈表3〉 師範学校（男子）入学志願者・入学者・競争率の推移

年度	第一部			第二部		
	入学志願者	入学者	競争率	入学志願者	入学者	競争率
1926	22,292	5,566	4.00	13,135	4,273	3.03
1927	22,529	5,571	4.04	17,005	4,412	3.85
1928	23,834	5,430	4.39	22,094	4,573	4.83
1929	24,002	4,761	5.04	22,895	4,215	5.43
1930	19,321	3,865	5.00	22,815	3,458	6.60
1931	15,797	3,057	5.17	17,303	2,361	7.33
1932	13,190	2,446	5.41	13,831	2,081	6.65
1933	13,676	2,315	5.91	14,216	2,105	6.75
1934	14,423	2,261	6.38	14,560	2,298	6.33
1935	11,774	2,288	5.15	12,458	2,998	4.16
1936	10,810	2,432	4.44	11,426	3,285	3.48
1937	10,607	2,446	4.34	11,051	3,385	3.26
1938	8,372	2,552	3.28	9,439	3,840	2.46
1939*		2,768			5,152	
1940	11,570	4,682	2.46	8,138	4,226	1.91
1941	11,741	4,742	2.48	9,551	4,690	2.04
1942	14,325	4,625	3.10	10,178	4,682	2.17

「文部省年報」により作成

\* 資料の不備により志願者については空白となっている。

事実、師範学校入学志願者は、本科の縮小に伴って減少の傾向を示しているが、学校規模が急速に拡大されるようになって志願者は急激に増えてはいない。特に第二部（男子）は〈表2〉によれば1932（昭7）年以降一貫して拡大して行くにもかかわらず、志願者は減少している。（〈表3〉を参照されたい）しかも単に志願者が減ったというだけでなく、「教育週報」が報じたように、しばしば志願者が定員に満たない状態さえ生じた。例えば1940（昭15）年の状況はこうであった。

「千葉の男子師範の如きは今月（1月）末が締切といふに二十二日までに一人の志願者もなく、又、埼玉県では女子師範すら数へる位の志願者しかないといふ有様であり……各師範学校共……二部の志願者が少なく、学校によっては先生が手分けして各中学校へ勧誘に出かけるといふ飛んだ生徒集め策を講じている所すらある始末だ」<sup>(17)</sup>

更に1941（昭16）年の第二部（男子）は「第一次試験を行なった男子師範三十校のうち、定員以上の応募者を得たものは十八校に過ぎず、定員を充し得たものが十四校、第二次募集を行なっても定員を充し得ざる男子師範が札幌ほか六校、旭川師範の如きに至っては、八十名

に対して第一次応募者が僅かに九名、受験者九名、合格者九名、第二次試験においても応募者十六名、入学者九名という如き惨憺たる状態であった」<sup>(18)</sup>

女子部においても同じ状況が生まれていた<sup>(19)</sup>。

新設された「大陸科」についても同様であった。「小学校教員の大陸進出を標榜し議会の要望によって……全国十師範に附設された大陸科の如きは定員四十名を満し得たのは十校中香川師範一校のみで他の九校は全部不足長崎師範の如きは僅かに定員の半数廿名に過ぎないという状況」<sup>(20)</sup>にあった。実際1939（昭14）年度には、定員400名に対して225名が在学していたに過ぎない。

このような師範学校入学志願者が、時として定員にさえ達しないほど減少した理由は「中学並に実業学校卒業生の初任給が軍香景気などの影響を受けて五十円前後であるに小学校教員の場合は平均初任給四十五円という待遇上の差異のあること……殊に大陸科の場合には待遇がさして好条件に恵まれぬ上に大陸の何れに向けられるか判らぬという不安な気持ちがあること」<sup>(21)</sup>という文部省自身の説明によっても明瞭である。

多数の入学志願者を得るために、文部省は先に触れたように、「小学校教員志望者指導＝関スル件」を師範学校長に示して志願者の勧誘に努めさせた。また短期現役制度の廃止に際して「実業学校、殊＝農業方面ヨリ師範学校第二部＝入学ヲ得ル……」<sup>(22)</sup>と述べたが、1939（昭14）年1月6日、通牒「実業学校卒業業者ノ師範学校本科第二部入学＝関スル件」に「実業学校特＝農業学校卒業業者ノ師範学校入学＝関シ可然御取計煩度……考査学科目、考査問題等＝関シ適当ナル配意ヲ加フルコト……」<sup>(23)</sup>と実業学校卒業業者の便宜をはかるべきことを指示した。翌年には通牒「師範学校生徒給費＝関スル件」(1940.3.30)を発して「師範学校生徒ハ本来公費ヲ以テ養成スベキ建前ナルニ地方財政上ノ関係等ニヨリ近年公費生ノ員数及給費額著シク減少セラレ為ニ生徒ノ募集上ニ尠カラザル影響ヲ及ボシ殊ニ最近産業界ノ勃興ニ伴ヒ優秀ナル生徒ヲ招致スルコト甚ダ困難ナル実情ニアリ……道府県ニ於テハ……財政ノ許ス限り公費生ヲ増員スルト共ニ学費支給額ヲ増加スル様ニ御配慮相成度……本件ニ関シテハ内務省ト協議済ニ付為念申添」<sup>(24)</sup>と志願者増加策を示した。

しかし、教員の待遇改善のための措置は依然として顧られなかったし、国政委任事務の増加が地方財政を圧迫していた時、公費生の増加・給費増額はほとんど不可能に近かったから、文部省が示した志願者増加策は、意味をなさなかったのは当然であった。文部省がなしたものは、せいぜい以上のことでしかなかった。

〈表4〉 市町村立小学校教員総数及構成(比)

年度	教員総数	本科正教員		専科正教員		准教員		代用教員	
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)		
1926	214,590	164,037(76.44)	11,795(5.50)	14,722(6.90)	24,056(11.21)				
1927	223,390	175,275(78.46)	12,582(5.63)	13,513(6.01)	22,086(9.89)				
1928	226,376	179,477(79.28)	13,155(5.81)	12,753(5.63)	21,482(9.49)				
1929	231,157	187,189(80.98)	13,399(5.80)	10,806(4.67)	19,763(8.55)				
1930	232,545	192,867(82.94)	13,076(5.62)	8,780(3.78)	17,642(7.59)				
1931	231,724	196,226(84.68)	12,904(5.57)	6,811(2.94)	15,783(6.81)				
1932	236,289	198,788(84.13)	12,949(5.48)	6,132(2.60)	18,481(7.82)				
1933	243,437	202,569(83.21)	10,177(4.18)	5,810(2.39)	21,880(8.99)				
1934	250,941	209,498(83.48)	13,585(5.41)	5,560(2.22)	22,323(8.90)				
1935	255,418	213,769(83.69)	13,686(5.36)	5,478(2.14)	22,384(8.76)				
1936	259,181	216,265(83.44)	13,615(5.25)	5,503(2.12)	23,799(9.18)				
1937	266,378	219,263(82.31)	13,703(5.14)	5,519(2.07)	27,903(10.47)				
1938	271,822	220,972(81.29)	13,622(5.01)	5,587(2.06)	31,641(11.64)				
1939※									
1940	284,904	223,577(78.47)	14,022(4.92)	7,680(2.67)	39,604(13.90)				
1941	292,398	224,383(76.74)	13,172(4.50)	8,735(2.99)	46,104(15.77)				
1942※※									
1943	300,562	221,188(73.59)	12,616(4.20)	10,146(3.38)	56,612(18.84)				
1944	300,840	218,182(72.52)	13,295(4.42)	10,395(3.46)	58,968(19.60)				

「文部省年報」により作成

※ 1939年度が空白であるのは資料の不備による。

※※「年報」に教員構成の記載がみられないために、空白となっている。

また、本科の拡大とても弥縫策たることを免れ得るものではなかった。市町村立小学校教員の資格別構成比は〈表4〉の如くである。これによれば、本科正教員は、絶対数が増大しているにもかかわらず、教員全体の中の構成比は1931(昭6)年の84.68%をピークに、その後は一貫して低下する傾向を示す。一方、代用教員は1931(昭6)年の6.81%を境に、次第にその構成比を高めていく。絶対数においては、1938(昭13)年には1931(昭6)年の2倍、1941(昭16)年には3倍、1944(昭19)年には約4倍に達する。准教員の比率は僅かではあるが高まる。

〈表5〉 市町村立小学校教員の男女構成比

年度	正教員		代用教員		教員総数中男女構成比	
	男	女	男	女	男	女(%)
1934	151,038	58,460	12,131	10,192	172,430	78,511(31.29)
1935	154,124	59,645	11,812	10,572	175,186	80,231(31.41)
1936	155,618	60,647	12,492	11,303	177,055	82,126(31.69)
1937	156,564	62,699	14,251	13,652	179,296	87,82(32.69)
1938	156,158	64,814	14,628	17,013	178,369	93,453(34.38)
1939※						
1940	151,541	72,036	17,726	26,878	170,732	114,172(40.07)
1941	144,837	79,546	14,801	31,303	166,738	125,660(42.98)
1942※※						
1943	132,852	88,336	17,353	39,259	156,525	144,082(47.94)
1944	120,345	97,837	18,972	39,996	145,055	155,749(51.77)

「文部省年報」より作成

※ 資料の不備による。

※※「年報」に記載がない。

正教員数の増加は、1937(昭12)年の156,564人をピークとする男子の減少と、他方では女子の一貫した増加を内容としている。代用教員の場合にも、女子の急激な

増加を特徴としている。教員中女子の比率の高まりは明瞭である。(〈表5〉を参照されたい)

1938(昭13)年を例にとってみよう。教員総数は、前年に比して5,444増えている。これを詳細に検討すると、実際には男子正教員の406人減、女子正教員の1,913人増(正教員1,709人増)、男子代用教員の377人増、女子の3,361人増(代用教員3,738人増)となっている。

師範学校は、1938(昭13)年3月に9,154(男5,262、女3,883)人の卒業者を送っているのに、1938(昭13)年の教員増加数のうち正教員は三分の一しか占めていない。そのみか、男子についてみれば、正教員の減少をくいとめることもできなかったのではある。

「教員の払底」を解消する上で、師範学校本科の拡大がはたし得た役割は、このように微々たるものであった。教員の不足は、代用教員と准教員資格者によって、あるいは、「従来の全

教員中男子教員三分の二、女子教員三分の一の原則」<sup>(25)</sup>は打破され、多数の女子教員の採用によってのみ補われたのであった。

それでもなお「地方によっては代用教員を得るにも容易ならず、教育者として果して適格なりや否やを厳に吟味することさえできず、辛じて空席を充たすに急なる所……」<sup>(26)</sup>があり、「補充は到底有資格の男教員に求めることができなくて、中学出の代用教員を物色するのであるが、夫れすらも殆んど得られないという現状」<sup>(27)</sup>であった。

われわれは次に、興味ある事実——傷痍軍人尋常小学校教員養成所、及び特設教員養成所などについてふれてみよう。

傷痍軍人を中等学校教員に仕立てあげるための施設が、1940(昭15)年9月、東京高等師範学校内部に、小学校教員のそれは、東京、京都、岡山、熊本、宮城の各府県師範学校内に附設された。

前者は国語漢文、英語、地理歴史、数学、物理化学、博物の6科、定員100名、修業年限2年、入所資格は専門学校卒業またはそれと同等以上とされ、1年200円の修学手当が支給されることとなった。

後者は、入所資格は中等学校(陸海軍内部の相当学校を含む)、または同等以上、学費衣食費として、1年300円を支給された。

この種の教育機関の設置は、傷兵保護院、文部省、陸海軍省の折衝を経て決定されたものであるが、侵略戦争の結果生じた戦傷者の「優遇」の名に隠れて行なわれた

その意図は次のようなものであった。

「原職に復帰することの困難になった勇士の中には将来教育者として立つ要素と熱意とを具へたものが相当多く、第二の奉公を教壇に捧げしむることは傷痍軍人優遇の点からも真に望ましく、又弾雨をくぐり死線を越えた尊び体験が、国防に対する認識、傷痍軍人に対する尊敬、感謝の念を高め、子弟の薫育に及ぼす期待も大きい……」<sup>(28)</sup>

文部省藤野普通学務局長は、「戦傷勇士が再び教壇に立たれることは本人のためにも因より目下教員払底の傾向にある中、小学校に聖戦の姿を示現にするわけで結構なこと」<sup>(29)</sup>であると積極的に支持した。

更に、修業年限1年の傷痍軍人尋常小学校准教員養成所講習科が、高等小学校卒業程度以上の者を対象にして、福島、埼玉、石川、愛知第一、和歌山、島根、愛媛、大分各師範学校に開設された。<sup>(30)</sup>

また、傷痍軍人中等教員養成所は、1941(昭16)年には、入所資格を専門学校程度以上から中学校卒業程度以上と引き下げ、修業年限を三年に延期し、定員も20名から50名に増加し、国語漢文、歴史地理、数学の三科とした。(物理、英語、博物科は廃止)<sup>(31)</sup>

侵略戦争の拡大は、教員を兵員としてかりだしたが、逆に戦傷者が教員として送り返されてきた。この養成は、男子教員の減少という間隙をぬっての教員養成であった。「原職に復帰することのできない」者を教員に仕立てあげることが、教員の不足を補なうということによって一定の意味を持ち得たことは確かである。これらの養成所の卒業者は、検定試験を経ることなく免許状を与えられた。

傷痍軍人小学校教員養成所については、東京、京都に1940(昭15)年5月から開設されたということ以外は史料的に不明であるが、仮に当初のとおり設置されたにせよ、教員の不足を十分に補い得るほどのものでなかったのは、当然であった。

それ以上に、戦傷者に対する配慮を示すことにより、更に「白衣の勇士」である彼らを教育の場へ送ることによって、「国防に対する認識、傷痍軍人に対する尊敬、感謝の念を高め、子弟の薫育に及ぼす」ことを期待したのであった。

戦傷者による教員養成と並んで、特設教員養成所が、戦争未亡人のために用意された。それらは次のようなものであった。

- ・東京女子高等師範学校内に30名の定員で高等女学校家事、裁縫教員を養成するもの。修業年限は2年。
- ・東京、宮城、岐阜、兵庫、広島、熊本の女子師範学

校に各々20名の定員で、尋常小学校本科正教員、専科正教員を養成するもの。修業年限は1年。

・奈良女子高等師範学校内に30名の定員で、保母を養成するもの。修業年限1年。

いずれも高等女学校、あるいは同等以上の学力を有するものに、その入所資格が与えられ、1939(昭14)年9月に発足した<sup>(32)</sup>。

ここに入所したのは、「一家の支柱を君国に捧げ、乾かぬ涙の中に愛児を抱き締めて健気にも荆の道を開かうとする戦没勇士未亡人」であり、卒業後「給料も尋常科正教員の初任給よりも五円を増額して初任給四五円を」支給された。<sup>(33)</sup>

これらの養成所に入所できたのは、同じ戦没者であっても彼女等の学歴が示すように、おそらくは、夫は尉官クラス以上であり、一般兵員の妻には無縁のものではあったが、先の傷痍軍人小学校教員養成所と同様、量的には大きな意義をもたなかったとはいえ、教員の補充策であると同時に、新聞を通じて、大々的に宣伝がなされたことが示すように、戦争未亡人対策であり、軍国主義的イデオロギーをふりまくために最大限に利用されたのであった。それは「大陸科」の設置や短期現役制度の廃止と同様、侵略戦争の進行の下でのみ“現実的”な教員養成政策であった。

以上のように「教員の払底」対策としてとられた諸政策は、「払底」の原因が戦争の拡大に規定されていたが故に、本科の拡大すら弥縫策としての意味しか持たなかったのではないかと疑わしめるほどに、糊塗のたらざるを得ないものであった。

#### 〈註〉

- (1) 島恭彦「戦争と国家独占資本主義」岩波講座「日本歴史」21、岩波書店、1963・7、P.9
- (2) 「教育週報」676号、1939・4・30
- (3) 「同上」第648号、1937・10・16
- (4) 石戸谷哲夫「日本教員史研究」講談社、1967・1、P.471～472
- (5) 兵庫県教育史編集委員会「兵庫県教育史」(兵庫県教育委員会1963・11)によれば「昭和12年度における県下小学校教員中の退職者は442名であったが、15年には995名に倍増している」(P.644)が1940年度についてみれば、退職者は教員総数11764人の8.5%に相当する。
- (6) 「北海タイムス」1939・2・2
- (7) 「東京朝日新聞」1939・2・24
- (8) 拙稿「満州事変前後における師範学校政策に関する一考察」『北海道大学教育学部紀要』第17号、1970・1、P.79～81を参照されたい。
- (9) 大蔵省昭和財政史編集室「昭和財政史」XIV 地方財政、東洋経済新報社、1954・5、P.203～207
- (10) 「文部時報」第660号、1939・7・11、P.70
- (11) 「教育週報」第708号、1938・12・10
- (12) 1941年以降の「文部省年報」には「大陸科」に関する記載がみられないが「秋田大学学芸学部創立九十年史」(1963・10)に「大

陸科は昭和14年度より17年度まで募集され」たとある(同書P.23)。

- (13) 「秋田大学学芸学部創立九十周年史」P.22
- (14) 「文部時報」第660号, P.70
- (15) 「東京朝日新聞」1939・6・27
- (16) 「教育週報」第706号, 1938・11・26
- (17) 「東京朝日新聞」1940・1・27
- (18) 唐沢富太郎「教師の歴史」創文社, 1960・8, P.283
- (19) 北海道札幌師範学校「行事予定表」縦によれば, 1940年4月に女子師範学校の再募集が行なわれた記録がみえる。
- (20) 「東京朝日新聞」1939・7・22
- (21) 「同上」
- (22) 「近代日本教育制度史料」第12巻, P.578
- (23) 「同上」第5巻, P.568
- (24) 「同上」P.569
- (25) 「東京朝日新聞」1939・6・27
- (26) 「読売新聞」1939・2・15, 「北海教育評論」第149号, 1939・4, より重引。
- (27) 「教員私底時代の再来とその対策」『北海教育評論』第143号, 1938・10, P.4
- (28) 「東京朝日新聞」1939・3・15
- (29) 「同上」
- (30) 「同上」1939・8・24
- (31) 「同上」1941・1・30
- (32) 「同上」1939・6・8
- (33) 「同上」1940・8・7

## 第2章 短期現役制度の廃止と学校教練の強化

1939(昭14)年3月9日「兵役法」改正が公布され、同年11月11日「兵役法施行令」改正が勅令として公布されることによって、従来師範学校卒業者のみに課せられていた短期現役制度と徴兵免除が、同年12月限りで廃止された。

師範学校制度上、短期現役制度がはたした役割はきわめて重大なものがあつた。この制度により、軍は「…軍隊教育の体験者をもって国民教育の担当者たらしめよう」<sup>(1)</sup>として、教員養成政策の一端を担っていたのであり、短期現役制度は、軍事上の制度でありながら、学校教練における軍事講習と並んで、師範学校における教員養成にとって不可欠の要素として存在したのである<sup>(2)</sup>。

かてて加えて、師範学校志願者は「短期現役制度を正当にしている」<sup>(3)</sup>と指摘され、師範学校卒業者の「特典」、また「徴兵通れ」<sup>(4)</sup>という認識が一般的であつた状況の下では、短期現役制度の廃止は、軍事上の措置ではあつたが、師範学校政策にとつても微妙なかかわりをもたざるを得なかつた。

板垣征四郎陸軍大臣は、貴族院において「兵役法」改正の理由を説明しながら、短期現役制度廃止についてこう述べた。

「近時軍ノ装備ハ著シク機械化セラレ、其ノ戦闘法モ頗ル複雑ニナリマシタノデ、僅カ五箇月の期間デハ到底軍隊教育ヲ十分施スコトガ出来ナイバカリデナク、教員タル者ニ十分ニ軍隊教育ヲ体得セシメ、現役服務後ニ於テ児童、生徒ノ教育ニ及ボン、国民ノ必任義務ヲ完全ニ遂行セシメ、遺憾ナク皇軍扶翼ノ任ヲ尽サシメマス為ニモ、現在ノ制度デハ適当デナイ……而モ一朝有事ノ際ニ於キマシテハ、小学校教員ガ一般国民ト同様ニ直チニ国防ノ第一線ニ立ツコトハ国民教育上極メテ肝要デアルト思料致シマスノデ、本制度ハ之ヲ廃止致サントスル…」<sup>(5)</sup>

5カ月間の訓練では「適当デナイ」というのは、1927(昭2)年までは1カ年現役制度であつたのだから表面上の理由に過ぎない。短期現役制度の廃止の意図は、第一に、何よりも小学校教員を直接徴兵の対象とすることにあつた。日中戦争から太平洋戦争へと拡大されつつあつた戦争が、労働力構成の悪化をも顧みず「航空機工場でさえ熟練工を兵隊に引きぬ」くほど膨大な兵員を必要としていた時<sup>(6)</sup>、小学校教員といへども徴兵の対象とされないということとはあり得なかつた。第二に、「小学校教員ガ一般国民と同様ニ直チニ国防ノ第一線ニ立ツコト」すなわち兵役上「公平」にすることにより「(師範学校卒業者が)却て特別扱ひされている所から国民教育者としての權威にかかわる様な虞もあり……」<sup>(7)</sup>という国民皆兵の下での矛盾を解消することにあつた。このことが「国民教育上極メテ肝要デアル」とされたのは初等教育はもちろん、戦争遂行にふさわしい国民の思想統制、統一を一層強化することを念頭においてのことであつた。

短期現役制度が師範学校制度を成り立たしめる重要な要素であつた以上、陸軍省もさすがに「尤も召集に関しては考慮されるであろう」<sup>(8)</sup>と述べざるを得なかつた。が、一方で「元来、本制度は兵役上の特例ではありますけれども、決して小学校教員に与へた特典ではない……兵役義務の軽減及至は免除を目当てに小学校教員を志願するやうな間違つた考へを有つ人はなかつたものと確信いたされます……」<sup>(9)</sup>と短期現役制度が軍事上の制度であることを強調して、国民皆兵下での矛盾をつき、一方では「本制度廃止に伴ひ小学校教育は愈々潑刺たる成果を得らるるものと期待する」<sup>(10)</sup>と教育的扮飾を凝らすことによつて教員を直接侵略戦争へかり立てる道が整備されていった。

しかしながら、先に触れたように師範学校制度上の短期現役制度の位置からいって、その廃止に伴う影響と批判は当然予想されたし、政府もそれらを考慮に入れざる

を得なかった。

溝口直亮は貴族院兵役法改正審議特別委員長として特別委員会の審議経過を次のように報告した。「短期現役制度廃止ニ依リマシテ、師範学校入学者ガ事実上減少シ且ツ其ノ素質ガ低下スルコトハナイカト云フ質問ニ対シマシテ、当面ハ師範学校生徒ノ誘致ト人材ヲ集メルコトニ出来ル限り努力ヲ致シ、尚教員ノ不足ヲ補フ為ニハ、生徒ノ増募ニ努メル外、実業学校、殊ニ農業学校方面ヨリ師範学校ニ入学者ヲ得ル如ク十分努力シ、コノ欠陥ヲ補フニ足ル旨答弁ガアリマシタ」<sup>(11)</sup>

給与の改善など教員の待遇改善に何んら手を加えることなしにとられる政府の対策は、このようにはなはだ頼りないものであった。

一方、短期現役制度の廃止は、小学校教員にとっては極めて深刻な問題であり、教育界は敏感に反応を示した。ある教育雑誌は「卒業生各自が男子の本懐として之を心から歓迎する」としながらも「師範学校卒業後の二箇年というものは、既得の学業を……実践の上に確保しさらにそれを深める上に最も大切な時期であるが、恐らく二箇年間の兵役労務は、その修練の寸暇も与えぬ計りか……修得した学業と学芸を多少なからざる程度に忘却せしむるに立至るであろう。……もし国家有識の士にして一度茲（文化に底力を持たしむること）に著目するならば……教育力に影響を蒙らしめない方途の発見に何んらかの配慮を加えたであろう」<sup>(12)</sup>と極めて控え目に不安と批判を述べた。雑誌「教育」も「…最も大きい問題は教員不足を一層激化する点にある……大正一四年にそれまで一箇年であった師範卒業生の服務年限を五箇月に短縮した（5カ月に短縮されたのは1927年4月である一引用者）際には、師範学校に成るべく優秀な生徒を招致する意味において行なわれたのであったが、今回は之を廃止した上、戦時応召の義務をも負わせようとするのであって在営中三分の一の俸給を支払うことによって問題が簡単に片付くであろうか、甚だ疑問であろう」<sup>(13)</sup>と政策に一貫性がないことを指摘した。また、新聞も「兵役の必要ばかりが優位して、教育的立場が追従し、受け身になってばかりいて、積極的に時局的体制に副うて再編成されないでは……被教育者の犠牲が大にして、為めに結局は国家的損害に帰する……これによって生ずる教育方面の欠陥を補充すべき方策、欠陥を小ならしむる経過的方法は尽されなければならぬ」<sup>(14)</sup>と暗に政府の無策ぶりを批判した。

軍事的要請を受けて設けられた短期現役制度は、侵略戦争の拡大の過程で、以上述べたように今や同じく軍事的要請をもって廃止されることとなった。

短期現役制度の廃止は、それによって「小学校教育はいよいよ発刺たる」状態になるどころか、政府も当初から想定し、雑誌「教育」も指摘したように、小学校教員の量的確保という点で教員養成政策に新たな展開をもたらした。

短期現役制度の廃止は、この制度が軍事的要請によるものでありながら、同時に師範学校に生徒を確保するための「特典」となっていたことを改めて浮き彫りにしたともいえよう。

また、それは後述するように師範学校における軍事教練の一層の強化をもたらしたのであった。

続いて軍事教練の強化について述べよう。

短期現役制度の廃止に伴って、師範学校卒業者も第一線の兵力とみなされるに至った時、軍事教練の意義と内容も大きく変容を迫られたのは当然であった。すなわち直接軍事力に結合させることが前面に出され、かつての教員として将来「国民ニ軍事思想ヲ注入」させるという課題は、はるか後方へしりぞけられたのである。

1939（昭14）年3月30日、軍事教練は大学においても必修科目とされ、全体として強化される方向へ進んだ。さらに、1941（昭16）年11月27日、太平洋戦争突入を目前に控えて、文部省訓令第30号によって「学校教練教授要目」に改正が加えられ、師範学校においても直接兵員を目指す軍事教練が一層系統的に行なわれることとなった。改正された「学校教練教授要目」には、1937（昭12）年当時には、まだ規程されていなかった目的が明確に次のように据えられている。

「学校教練ノ目的及ビ訓練要綱

一、教練ハ学生生徒ニ軍事的基礎訓練ヲ施シ至誠尽忠ノ精神培養ヲ根本トシテ心身一体ノ実践鍛錬ヲ行ヒ以テ其ノ資質ヲ向上シ国防能力ノ増進ニ資スルヲ以テ目的トス

二、学校教練ハ其ノ目的達成ノ為左ノ要綱ニ依リ訓練シ其ノ成果ヲ学生生徒ノ全生活ニ具現実行セシムベキモノトス

(一) 国体ノ本義ニ透徹シ国民皆兵ノ真義ニ則リ左ノ特性ヲ陶冶スベシ

(イ) 礼節ヲ重シシ長上ニ服従スルノ習性

(ロ) 気節・廉恥ノ精神、質実剛健ノ気風

(ハ) 規律節制、責任観念、堅忍持久、潤達敢為、協同団結等ノ諸徳

(ニ) 旺盛ナル気力、鞏固ナル意志、強靱ナル身体ヲ鍛錬スベシ

(三) 皇国臣民トシテ分ニ応ジ必要ナル軍事ノ基礎的能力ヲ体得スベシ

戦時体制下における師範学校政策の展開に関する一考察

教材には「各個教練、部隊教練、射撃、敬礼、閱兵、分列、指揮法、陣中勤務、距離測量、測図、軍事講話、戦史、其他（兵器取扱入手保存法、瓦斯防護、衛生及救急法、手榴弾投擲法）」に新たに、軽機関銃、擲弾筒がつけ加えられ、その程度により次のように分けられた。

〈第一表〉

中学校	1.2 学年一進度其ノ一
高等学校尋常科	
実業学校(国民学校初等科卒 修業年限5年以上)	3 学年以上一進度其ノ二
師範学校本科第一部 (1、2、3 学年)	進度其ノ二
実業学校(国民学校高等科卒 修業年限3年以上)	

〈第二表〉

師範学校本科第一部 (4、5 学年)	進度其ノ一
専攻科	
本科第二部	
臨時教員養成所	
青年学校教員養成所	
実業学校教員養成所	
高等学校高等科	
大学予科	
専門学校	
高等師範学校	
大学	進度其ノ二

また、各々の表には「備考欄」として改正前の「軍人ニ賜ハリタル勅諭」に「教育勅語」「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」がつけ加えられ「聖旨ノ奉体実践ノ本源タラシムルモノトス」とされた。

授業時数、野外演習日数については〈表6〉のとおりである。(15)

〈表6〉

	学年	毎週時間数	年時間数	毎年野外演習日数		
師範学校	第一部	1	3	100	5	
		2	3	100	5	
		3	3	100	5	
		4	3	100	7	
		5	3	90	陸軍軍事講習(10)	
師範学校	第二部	1	3	100	7	
		2	3	80	陸軍軍事講習(10)	
中学校	高等学校尋常科	1	2	70	4	
		2	2	70	4	
		3	3	100	5	
		4	3	100	5	
		5	3	90	5	
実業学校	5 年制	中学校に同じ				
		4 年制	1	2	70	4
			2	3	100	5
			3	3	100	5
			4	3	90	5
実業学校	3 年制	1	3	100	6	

この段階では、教練内容と時間数は、年齢別に編成されていて、他の中等教育機関との比較において見出された師範学校における軍事教練の比重の大きさはない。

「学校教練教授要目」は、教材に歩兵火器の中心であった軽機関銃、擲弾筒を新たに採用するなど、軍装備の一定の発展と、将来兵員たるべしという要請に対応して改正前に比してより高い教練内容を要求した(16)。

また、「軍事ノ基礎的能力ヲ体得」することが、「要綱」や「備考」が明白に示すように、「教育勅語」に加えて「軍人勅諭」「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」を柱としながら依然として精神主義を基底としていたことは見逃せない。軍事技術の著るしい立ち遅れの下でどのような兵員が要求されたのかがかうかがわれよう。

そして、教員養成制度の一部が、軍隊の直接介入の下に、すなわち軍事講習の名で兵營に委ねられるという師範学校教育と軍隊との強い結びつきには何の変化もなかった。

このように積極的な軍事的要請によって、師範学校における軍事教練は、「背広の軍人」への期待から、将来の兵員目指し、大きく変容を迫られたのである。

〈註〉

- (1) 藤原彰、現代史大系「軍事史」東洋経済新報社、1965・1(第二刷) P.121
- (2) 拙稿「満州事変前後における師範学校政策に関する一考察」北海道大学教育学部紀要 第17号、1970・1、P.86
- (3) 「兵役法改正と学校教育」東京朝日新聞 社説、1939・1・20
- (4) 石戸谷哲夫「日本教員史研究」講談社、1967・1、P.81～85 P.288
- (5) 第74議会(貴族院、1939・1・24)における政府説明、「近代日本教育制度史料」第12巻、P.587
- (6) 島恭彦「戦争と国家独占資本主義」岩波講座「日本歴史」21、岩波書店、1963・7、P.28
- (7) 「教育週報」第708号、1938・12・10
- (8) 「同上」
- (9) 陸軍省兵務局陸軍歩兵少佐、今村正夫「短期現役兵制度廃止の理由及注意」帝都教育 第169号、帝都教育会、1939・4、P.8
- (10) 陸軍省情報部、鈴木庫三「兵役法改正に関する概説」帝国教育 第726号、1939・4、P.24
- (11) 「近代日本教育制度史料」第12巻、P.589
- (12) 「短期現役制度の廃止」北海道教育評論 第149号、1939・4、P.4
- (13) 同誌第150号(1939・5)は「教育論摘集」欄に「兵役法改正の問題」(「教育」第7巻・第3号)を掲げているが、北海道教育会機関紙「北海道教育」第249号(1939・5)が「国家総動員の見地から小学校員の補充は例へば一定年限以上のものの徴集を考慮し其外女教員の増加、老令教員の復活によりこれを補う方針であるから何等痛痒を感ぜぬ」(P.68)と報じたのは対象的であった。
- (14) 「兵役法改正の問題」教育 第7巻・第3号、岩波書店、1939・3、P.4
- (15) 前掲「東京朝日新聞」社説
- (16) 引用はすべて「近代日本教育制度史料」第6巻、P.312～329
- (17) 「(満州事変以来)装備の近代化に意が注がれ、特に歩兵火器である軽機関銃・擲弾筒・速射砲・大隊砲などの装備の強化」(前掲藤原「軍事史」P.167)に対応するものであった。

第3章 「師範教育令」改正と教育機能の崩壊

侵略戦争の拡大——太平洋戦争への突入——は、軍需

工業の肥大化と戦線の拡大をもたらし、日本帝国主義の労働力・兵員の不足という矛盾を一層激しいものにした。戦争は、ほとんど直接的に師範学校の教育に投影した。師範学校の教育は、侵略戦争に奉仕すべく、ひたすらその軍国主義的色彩を濃くして行った。そればかりか、労働力の不足を補充するために、勤労働員の名による教育機能の崩壊が既に始まりつつあったのである。

1937(昭12)年3月、文部省訓令第11号によって、修身、公民科、教育、国語漢文、歴史地理について「師範学校教授要目」の改正が行なわれた。この改正は、全体としてそれ以前の諸特徴すなわち、天皇制の絶対化と賛美、軍国主義、排外主義、海外侵略、反共主義の鼓吹をそのまま踏襲したばかりか、一層露骨に、しかもその徹底化をはかろうとするものであった。

「国体ノ本義ヲ明徴」にすることが唱われ、教員をして「皇運扶翼ノ道ニ徹セシムベシ」(修身)<sup>(1)</sup>とされた。また、あからさまに「東洋史ニ於テハ朝鮮半島、満州ニ関スル史実ヲ詳シク説キ是等ノ地方ガ古来我が国ト密接ナル関係ヲ有セルコトヲ知ラシムベシ」(地理歴史「注意」)外国地理では「我が国ト密接ナル関係ヲ有セル地方」を「比較的詳細ニ取扱ヒ我が国ノ情勢ヲ比較ノ基礎ト為シテ国民的自覚ヲ喚起スベシ」<sup>(2)</sup>とされたであった。

このように師範学校教育は、一層対外侵略、排外主義に見合ったかたちで、その反動化が強化されて行った。

1939(昭14)年、師範学校教員の「心がまえ」ともいうべき「札幌師範学校教育要綱」にはこう述べられている。

「本校教員タルモノハ常ニ本綱要ノ実ヲ挙ゲルニ努メ一ニ皇運扶翼日運進興ヲ以テ自己ノ大任ト信ズル人格識見ノ涵養ヲ期スベキモノトス

- 一、教育ニ関スル勅語ノ御聖旨ノ奉体ヲ期スルコト
- 一、師範教育令第一条ノ三徳性ノ涵養、師範学校規程生徒教養ノ要旨ノ徹底ヲ期スルコト
- 一、特ニ国体ノ本義ヲ明徴ニシ、忠君愛国ノ志氣ヲ旺盛ナラシムルコト
- 一、質実剛健、勤勉力行ノ氣風ヲ振勵シ、中正穩健ナル思想ノ啓培ニ努ムルコト
- 一、明朗潤達ノ気性ヲ發揮シ、守分大和感恩報謝ノ生活ニ慣レシメンコトニ努ムルコト
- 一、常ニ中外ノ事勢ニ着眼シ皇基ヲ振起スルノ志氣涵養ニ努ムルコト
- 一、現時局ヲ認識シ長期建設ノ大義ニ翼賛スルノ意氣ヲ旺盛ナラシムルコト

一、常ニ本道ノ特質ヲ省ミ進取創造ノ志念ヲ養ヒ開拓ニ関スル理解認識ヲ深メ其ノ根源タル道民精神確定ノ使命ヲ自覚セシムルコト」<sup>(3)</sup>

1939(昭14)年5月「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語」が出され、文部省訓令第15号「青少年学徒ニ賜ハリタル勅語ノ聖旨奉体方」において「今ヤ我が国ハ未曾有ノ時艱ニ際会シ国家ノ総力ヲ挙ゲ天業ノ翼賛ニ邁往ス…将来国民ノ後勁トシテ之ガ大成ニ当タルベキ青少年学徒ハ負荷ノ重モニ顧ミ自奮自勵氣宇ヲ潤大ニシ識見ヲ高尚ニシ愈々徳ニ進ミ業ヲ修メ品性機能ノ玉成ニ力ヲ効スベキナリ」<sup>(4)</sup>と「識見ヲ高尚ニ…徳ニ進ミ」「品性機能ノ玉成」を期待して、ますます抽象化した理念を説きながら総力戦・長期戦をやりぬくことが訴えられた。既に勤労働員が始まり、教育機能が部分的にはあれ崩壊しつつある段階では、その必要性はなおのことであった。

1938(昭13)年7月、札幌師範学校では、「報国実践団」と呼ばれる生徒の「自発的活動」が既に組織されていた。その成立の目的は「生徒ノ自発的活動ニヨリ国民精神ノ趣旨ニ基ク実践ヲナン事変下ニ於ケル師範生トシテノ報国ノ実ヲ挙ゲル」ことにあった。そして、「理論行事ニ絡日常ノ実践ニ主カテ傾」けたのであり、「日常ノ実践」とは「戦地慰問者ノ講演、名士ノ講話ヲ聴キ又時局懇談会、弁論会ヲ開キ又剣舞詩吟講話会ヲ開キ志氣ヲ鼓舞」することであり「資源愛護物資節約貯金報国」をすることであった。その「実績」は、廃品回収により「慰問献金ノ資」を得て、陸軍病院の慰問、国防献金にその一部をあて「既ニ数回行ヒ陸海軍大臣ヨリ感謝状ヲ三度受領セリ又旭川陸軍病院長ヨリ感謝状ヲ受領セリ」といったものであった。また「非常時財政政策ニ協力」するために「札幌師範学校生徒国民貯金組合」がつくられた。慰問部では、将兵の「出勤又ハ帰還ニ際シテ」歓送迎を実施、出征者の「遺家族ヲ慰問シ又除雪大掃除等ノ手伝」、慰問状、慰問袋の作成、資料部では「事変関係ノ資料ヲ蒐集整理シテ展示シ又ハ発表ヲナスコト」、鍛錬部では、防空防火演習、演習行軍、国防部では「防諜、滑空、新兵器操作、国防競技等ニヨリ国防能力ノ強化」「国防ニ関スル講演会、研究会等」の開催、興亜部では「興亜国策ノ研究ヲ行ヒ興亜精神ヲ昂揚シ大東亜共栄圏確立ニ関スル各自ノ自覚ヲ深」める<sup>(5)</sup>等々の活動が行なわれた。これらの活動はそのすべてが「時局ニ対スル認識ヲ深メル」ためのものであったが、抽象的理念の強調にもかかわらず、その実際は以上のようなものであった。

翌1939(昭14)年9月には、美唄・岩見沢原野排水

工事のため6日間の勤労奉仕が行なわれた<sup>(6)</sup>。これは既に抽象的教育理念の実現ではなく、師範学校の生徒も「産業労働軍の育成」のために直接的対象にすえられつつあったことを意味するものであった。このことを師範学校制度の側からみれば、支配階級にとって意義をもつ教育の機能さえ部分的ではあれ、崩壊に向かいつつあることを示していた。

しかし、一方では相も変わらず次のようなことが叫ばれ続けた。文部大臣松浦鎮次郎は「今や東亜新秩序ノ建設日ニ進捗ソツツアリマスが大業ノ前途尚ホ遠ク……真ニ未曾有ノ時運ニ直面シテ居ルノデアリマシテ我等教育ノ任ニ在ル者ノ責務ハ益々重キヲ加ヘツツアル……抑々師範学校ノ教育ハ国家教育ノ基本ニ培フトコロノモノデアリ……之ガ重大性ニツキマシテハ今更申シ上ゲルマデモアリマセン」と述べ、国民学校の発足に触れながら、体位の向上以外に何等の具体的指示を示すことなく、教育の重要性を説いた<sup>(7)</sup>。文部大臣が、きわめて抽象的に「師範学校ノ教育ハ国家教育ノ基本」であると説いている時、師範学校の教育の現実には「教育方針は師弟同行、実践躬行が叫ばれ、作業、勤労が重視され、儀式的行事が多くなり、授業も落ち着きを失ってきた<sup>(8)</sup>」のであった。1940(昭15)年度、札幌師範学校の授業日数は次の如くであり、教育破壊は進行するばかりであった<sup>(9)</sup>。

授業日数 200、集団勤労 12、儀式 5、  
神社参拝 3、大掃除 3、行軍 10、  
防空演習 1、

1941(昭16)年には、それまでの「実践報国団」は「北海道札幌師範学校尽忠報国団」と改められた。毎週7、8教時が、「尽忠報国団」の活動に当てられ、武(体錬、国防訓練)文(国民、教育、理数、芸能、実業)作業が「修練」として行なわれた。ここでは「皇国ノ道ノ修練ニ依リ皇国教育者トシテノ資質ノ啓培ト師道ノ昂揚トニ努メ教科指導ト表裏一体ノ関係ニ於テ学行不二文武一途、師弟同行、具学具進ノ実効ヲ挙ゲ以テ負何ノ大任ノ完遂ヲ期スル<sup>(10)</sup>」ことがはかられた。そして、6・7月に各1週間新十津川村で水田除草の増産奉仕を行ない、その他にも篠路村、陸軍糧秣廠での奉仕作業が行なわれた<sup>(11)</sup>。勤労奉仕の意味はもはや明瞭であった。それまでは少くとも「集团的勤労作業運動ハ実践の精神的実施ノ一方法トシテ現時ノ教育刷新上大ナル示唆ト意義ヲ有スル<sup>(12)</sup>」と教育的扮飾がなされていたのである。しかし1941(昭16)年2月「青少年学徒食料飼料増産運動実施ニ関スル件」では「全国青少年学徒ヲ動員シテ食糧増産運動ニ参加セシメ以テ青少年学徒ヲシテ身ヲ挺シテ国難打開ニ当タルノ意気ヲ昂揚セシムルト共ニ時局下最重要

国策タル食糧ノ確保増進ニ寄与セシム……」<sup>(13)</sup>と食糧増産こそ勤労動員の目的であることが明瞭に示された。また、休業日や放課後以外に、授業日を1年間に30日以内の範囲で勤労動員に充当してもよいとされ、しかもその間授業は実施したものとみなされた。札幌師範学校での勤労動員時間の増加は、この指示を背景として行なわれたものであった。

戦線の拡大とともに兵員として、また軍需工業のための労働力として農村労働力が奪われて行ったことの穴埋めとして、師範学校生徒も利用された。勤労動員は強化されるばかりであった。当局がいかに師範学校の重要性を説いても、事態の進行を抑えることは不可能であった。否むしる積極的に推進せざるを得ない状況に追い込まれて行った。

現代戦は総力戦であるために、高い生産力と、国民の積極的支持が不可欠である。「皇国ノ道ニ則リテ普通教育ヲ施ス」というのは、まさに積極的支持の育成を意味していた。師範学校はその一端を担っていた。同様に、総力戦をやりぬくために師範学校生徒が農村労働力に転化されなければならなかった。同じ目的のために一方で教育の重視が叫ばれ、一方でその破壊が進んだ。

侵略戦争の拡大は、教育の反動化を推し進めるだけでなく、教育機能を破壊し、一般的基礎的陶冶の可能性をも奪おうとしていた。

このように教育機能の崩壊が進行する過程で1943(昭18)年3月「師範教育令」の改正が行なわれた。師範学校は、戦争の拡大にふさわしく「皇国ノ道ニ則リテ国民学校教員タルベキ者ノ錬成ヲ為ス」ところとされた。

制度的改正の第一は、道府県立から国立となったこと、第二は、第一部、第二部を廃し、中学校(高等女学校)卒業生をもってする修業年限3年の本科と、高等小学校卒業生を入学させる予科とに改編したことであった<sup>(14)</sup>。同時に、国民学校の教科編成に沿って「師範学校規程」も改正された。

文部省は、制度改正について「師範教育令改正ニ際シテノ訓令」(1943・4・1)により次のように説明した。

「有史以来、未曾有ノ世局ニ際シ内外ノ情勢ハ愈々重大ニシテ国家ノ総力ヲ高度ニ發揮スルノ要益々緊切ヲ加フ此ノ秋に当タリ国民錬成ノ体制ヲ新ニシテ国力ヲ無窮ニ培フハ盡シ喫緊ノ要務ナリト謂フベシ是レ国民学校制度ノ拡充整備ト相俟チテ師範学校制度ノ改善ヲ企画セシムル所以ニ外ナラズ即チ師範学校教育ヲ刷新シテ国家ノ要請ニ応ジク国民錬成ノ重キニ任ズルノ人物ヲ育成セシムルヲ期シ」たのであり、新制度は「皇国ノ道ノ先達タルノ修練ヲ積マンムルヲ旨トシテ師道ノ体得実践ニ意

ヲ払ヒ国体ニ対スル不動ノ信念ヲ涵養シク国民錬成ノ重キニ任ジ地方教化ニ盡瘁スベキ人物ヲ養成センコトヲ期シタリ」「学校ノ程度ヲ高メルト共ニ官立トシタ」のは「……国家自ラ国民学校教員ノ養成ニ任スルコトトシテ適材ヲ求メテ師表タルベキ人物ヲ錬成センコトヲ期セ」んがためであると<sup>(15)</sup>。

ここでは、国民学校の発足に対応して師範学校制度の改正がなされたとされている。

内閣での制度改定決定に際し、「東京朝日新聞」社説は「……時局は一面ややもすれば、初等教育家の転職と質的低下とを伴ひ勝ちな傾向にあり、ここにおいてその昇格と待遇改善とが先決問題となって来る」<sup>(16)</sup>と「昇格」とそれに伴う師範学校卒業生の待遇改善とによって教員及び師範学校生徒を確保することに改正の意図があることを指摘した。

既に1938(昭12)年12月、師範学校の修業年限を中等学校卒業後3年間とすると決定していた教育審議会においても、その意図は「師範学校ノ程度ヲ高メ人材招致ノ方途ヲ講ズル」とされていたが、その審議過程で、特別委員長田所美治は次のように説明していた。

「現ニ去年、今年ニ於キマシテハ、需要ノ人数ヲ満たサレヌ状況ニアルノデアリマス、即チ募集シマス人員ニ対シテ志願者ガソレヨリモ少ナイト云フヤウナ状況ニモナッテ居ルノデアリマス……ソレ(師範学校入学者)ハ中学校ノ卒業生ノ殊ニ優良ナル者デナケレバイケマセヌ、又識見、学問モ相当ノ者デナケレバイケマセヌガ、ソレガ多ク工業学校、商業学校等ニ馳セテ参リマシテ残ル所ノ者ハ仮令数ガアリマシテモ良質ヲ補フコトガ出来ヌ、斯フ云フコトガ直チニ今日ニ於キマシテモ現実ニ現ハレテ来テ居ルヤウナ問題デアリマス」<sup>(17)</sup>

この中に、「昇格」が師範学校へ入学志願者が集まらないことへの対策であることが読み取れる。

「教員の払底」を「打開」するためにとられた師範学校本科の拡大も、志願者が減少し、それも時として定員に満たない場合があり、更にそのための対策をとらざるを得なかったことは第1章で述べたとおりである。この段階では、師範学校制度そのものを改正することにより、師範学校の、特に第二部成立基盤の崩壊に起因する矛盾を打開することが課題とされたのであった。今や、従来の師範学校制度では、多数の志願者を得ることが困難であり、文部当局のいう「優良ナル教員ノ育成」すら十分行ない得ないことを自らの政策においても指摘せざるを得なかった。

志願者を多数得るために、「……“教員飢餓”の折柄、教育上の重大な問題でもあるので、文部当局としても差

し当たり、新学期から府県支弁の給費の外に一人当たり年額60円の補助を出すことにしているが、根本的対策として要望されているのは勿論、学校教員の積極的待遇改善であり、同時に師範学校の専門学校への昇格が必要とされる」<sup>(18)</sup>とより明確が主張がなされた。東京青山師範学校校長三国谷三四郎も、「……この分では定員になっても素質の低下は免れません。対策としては、教員の待遇改善は勿論……二部の志願者が少ないのは、友達が高等学校や専門学校へ行くのに自分は“二部へ行く”という事がひげ目みたくないものを感じているためではないでせうか。青年のプライドを満足させるためにも師範学校の昇格が必要だと思います」<sup>(19)</sup>

これらの点から、制度改正が、「教員の払底」解消策としてとられた師範学校本科の拡大にもかかわらず、多くの志願者を得ることが困難であるという状況を解決しようとしたものであることは明らかである。文部省自身の「学校ノ程度ヲ高メ……広ク適材ヲ求メテ師表タルベキ人物ヲ錬成センコトヲ期セリ」という説明も、入学志願者の減少・定員に満たない状況の中でみると、制度改正の意図をよく示している。

しかし、それとて、高等小学校卒業生を入学させる予科を設置し「……折角の改善案を骨抜きにするのみならず、現行の師範学校をただ二部本体としたというに止り、制度上では大した改革とはいえない」<sup>(20)</sup>という批判さえ受けたように、伝統的教員養成観を背負ったままの改正であった。まして進行しつつあった勤労働員の強化の下では、制度改正は、当局にとってもほとんど実際の意味を持ち得なかったのは当然であった<sup>(21)</sup>。

われわれは、制度改正がこの段階でなされれば具体化され得なかった点を見落としてはならない。「昇格」は「遅きに失した」<sup>(22)</sup>のではなくて、侵略戦争の拡大がもたらした矛盾の「打開」策であったが故に、それ以前にその実現が提起されることは決してなかったのである。

この“新しい”師範学校制度は、1943(昭18)年4月から発足した。その出発に当たり、札幌師範学校校長樋渡熊雄は「師範学校の生徒たるものは、その志を飽迄高く大きく持ちその行をして精練厳正ならしめ、以て皇国の柱石たらんことを期すべきであります」<sup>(23)</sup>と説いたが、「……決戦体制の中で必要のための組織と活動を余儀なくさせられたので、制度改善の実をあげることは困難であり、入学志願者の減少と入隊応召による軍務によって優秀な教員を小学校に送ることは不可能である」<sup>(24)</sup>というのが現実の姿であり、また当然そういう結果以外にありようがなかったのである。

そして、北村、長沼村、丘珠村等への勤労作業、藻岩

山麓の開墾作業等、勤労働員が強化され、陸海軍の予備学生に志願する者まで現われてきたのであった<sup>(25)</sup>。

それでもなお「教育＝関スル戦時非常措置方策」(1943、10)では、全体としては修業年限の短縮が決定されたにもかかわらず、師範学校だけは「教員ノ確保」のためであるとして、「其ノ授業ヲ継続」すること、「所要ノ拡充ヲ図ル」ことが指示された<sup>(26)</sup>。このことは、「教員ノ確保」がいかに深刻な課題であったかをよく物語っている。

「師範学校ニ於ケル戦時非常措置ニ関スル件」(1944、1)では、精神訓練、国防訓練、生産の増強が訴えられ<sup>(27)</sup>、「決戦非常措置ニ基ク学徒動員実施要綱ニ依ル学校種別学徒動員基準ニ関スル件」(1944、3)によって、師範学校生徒も今までの食糧増産のためだけでなく、ついに「国防施設事業又ハ工場事業場(輸送ヲ含ム)等ノ作業ニ動員」<sup>(28)</sup>されることとなった。

札幌師範学校でも、雨竜村、一己村、篠路村、琴似村、豊平町、江別町、広島村、軍用地利用蔬菜類栽培、桑園競馬場開墾等の食糧増産の外、札幌陸軍需品廠関係工場(製材)、小樽集積所、室蘭ピッチコークス工場、帝國纖維札幌工場等へ出動した<sup>(29)</sup>。1944(昭19)年には男子だけで延人数にして本科5,625人、予科4,096人、教官324人、合計10,045人が動員にかり出された<sup>(30)</sup>。

この間にも「学徒勤労働員ニ伴フ軍事教育ノ実施ニツヒテノ通達」(1944、7)によって「教育ヲ為一週六時間ヲ充當シ得ル場合一週三時間ヲ原則トシテ実施スルモノトス」<sup>(31)</sup>と軍事教育だけは、その徹底がはかられた。そして、「決戦教育措置要綱」(1945、3)によってその教育機能は完全に奪われてしまった。

1945(昭20)年には、幌向村、鹿追村、津別村、恵庭村、島松軍用地開墾へと動員され、工場では、引き続き陸軍需廠、室蘭ピッチコークス工場、帝織札幌工場へ出動させられた<sup>(32)</sup>。敗戦当時、本科生277人中234人が勤労働員先にあった<sup>(33)</sup>。

われわれは、太平洋戦争突入前後からの師範学校には、より直接的に日本帝国主義の教育要求がつきつけられ、また、戦争遂行のための労働力・兵員の不足という矛盾が師範学校にも波及し、その生徒をも直接労働力・兵員の対象とみなすために、師範学校の教育機能の崩壊を必然的に招かざるを得ない過程をみた。師範学校は、帝国主義の要求にもとづくものでありながら、戦争の進行は、彼等の要求する教員の養成を不可能にしてしまった。

侵略戦争の下で、教育機能が完全な崩壊に類しているまさにその時に、「昇格」の課題が提起されなければなら

なかったことは、それ以前のどの時点で現われたよりも、はるかに鋭い矛盾の露呈であった。

#### 〈註〉

- (1) 「近代日本教育制度史料」第5巻、P.540
- (2) 「同上」P.563
- (3) 「札幌学芸大学七十年小史」P.6
- (4) 「近代日本教育制度史料」第1巻、P.61~62
- (5) 「札幌師範学校実践報団概況」
- (6) 前掲「七十年小史」P.7
- (7) 「師範学校長会議ニ於ケル訓示」「文部時報」第694号、1940・6・15、P.2~4
- (8) 前掲「七十年小史」P.47
- (9) 「同上」
- (10) 「同上」P.8
- (11) 「同上」
- (12) 『集団勤労働運動実施ニ関スル件』(1938・6)「近代日本教育制度史料」第7巻、P.18
- (13) 「近代日本教育制度史料」第7巻、P.21
- (14) 「同上」第5巻、P.576
- (15) 「同上」第6巻、P.6~7
- (16) 「東京朝日新聞」1942・8・16
- (17) 『教育審議会第十回総会会議録』「近代日本教育制度史料」第15巻、P.314~315
- (18) 「東京朝日新聞」1940・1・27
- (19) 「同上」
- (20) 城戸幡太郎「師範学校改善案について」「教育」第6巻・第12号、岩波書店、1938・12、P.89
- (21) 1943年に行なわれた「昇格」に関して、従来はもっぱら「発展」として肯定的に評価するのが支配的である。例えば中島太郎氏は「この改革はいわゆる一部份の伝統的な小学校教員養成方式を改めて二部本体としようというのであるから……画期的なものといえる。特にこの改革が行なわれることによって師範学校は学校体制上その地位が向上するだけでなく、これまで傍系的に位置づけられていたことも是正されるのであるから、この改革の意義はきわめて大きい……」(『近代日本教育制度史』岩崎学術出版社、1969・4、P.911)としている。
- (22) 山崎真秀「日本における教員養成の歴史と現状」「国民教育研究」No.31、日教組、1961、P.23
- (23) 前掲「七十年小史」P.9
- (24) 「同上」
- (25) 「同上」
- (26) 「近代日本教育制度史料」第7巻、P.223~224
- (27) 「同上」P.238~240
- (28) 「同上」P.38
- (29) 前掲「七十年小史」P.10
- (30) 「同上」P.51
- (31) 「近代日本教育制度史料」第6巻、P.350
- (32) 前掲「七十年小史」P.10
- (33) 「同上」

## 補 北海道における教員補充策

### 一 女子師範学校と准教員養成所の設置

「教員の払底」が、師範学校本科の拡大による正教員の増大というよりは、准・代用教員と女子教員を多数採用することによってのみ解決され得たという事態は、北海道においても決して例外ではなかった。

〈表7〉は、むしろ北海道においては教員中正教員の占める比率は、60%から70%であり全国のそれよりも

低く、准・代用教員の場合には、逆に全国的にそれよりも高く、特に代用教員は常に20%以上占めていたことを示している。(〈表4〉も併せて参照されたい)

教員の養成・確保は、そのほとんどが道府県の責任においてなされなければならなかった以上、道府県の社会的・経済的条件とりわけ財政状態、また第二部成立の基盤である中等学校の普及等によって、師範学校本科の拡大が思うにまかせないことは十分あり得ることであった。

北海道においては、本科第二部が拡大されないという事情があって、1940(昭15)年に北海道女子師範学校が設立されるまで、卒業生数の急上昇はみられない。(〈表8〉を参照されたい)

第40回通常道会(1940、11-12)において、応召、転退職、学級増による教員不足と女子教員の増加は好ましくないとする質問に対して道当局は次のように答えている。

〈表7〉 北海道における市町村立小学校教員の構成(比)

年度	教員総数	本科正教員	専科正教員	准 教 員	代用教員
1926	9,366	5,629(60.10)%	157(1.68)%	1,338(14.29)%	2,242(23.94)%
1927	9,758	6,312(64.69)	196(2.01)	1,162(11.91)	2,088(21.40)
1928	10,011	6,737(67.30)	213(2.13)	936(9.35)	2,125(21.23)
1929	10,443	7,121(68.20)	338(3.24)	832(7.97)	2,152(20.61)
1930	10,558	7,339(69.51)	242(2.29)	703(6.67)	2,274(21.54)
1931	10,671	7,517(70.44)	227(2.13)	574(5.38)	2,353(22.05)
1932	10,520	7,451(70.83)	217(2.06)	499(4.74)	2,353(22.37)
1933	11,267	7,780(69.05)	206(1.83)	442(3.92)	2,839(25.20)
1934	11,586	8,007(69.11)	184(1.59)	392(3.38)	3,003(25.92)
1935	12,142	8,620(70.99)	225(1.85)	326(2.68)	2,971(24.47)
1936	12,085	8,598(71.15)	219(1.81)	319(2.64)	2,949(24.40)
1937	12,387	8,808(71.11)	234(1.89)	288(2.31)	3,057(24.68)
1938	12,664	9,008(71.13)	237(1.87)	217(1.71)	3,202(25.28)
1939※					
1940	13,530	9,197(67.97)	491(3.63)	831(6.14)	3,011(22.25)
1941	13,943	9,155(65.66)	394(2.81)	921(6.61)	3,473(24.91)
1942※※					
1943	14,723	8,690(59.02)	326(2.21)	1,217(8.27)	4,490(30.50)
1944	15,002	9,178(61.18)	364(2.43)	1,123(7.49)	4,337(28.91)

「文部省年報」により作成

※ 資料の不備による

※※ 「年報」に記載がない

「教員の不足は三師範の一部の学級減に起因する。更に市町村の学級増の傾向が増し、大体300学級増加している。これが漸次開きを増し、今日では二百数十名の欠員を生じている。従来は代用教員で補充したが、それも困難となった。しかし転出するものは代用教員と結婚のための女子教員で、養成した優良教員が過げるのではない。今日の状態では女子教員の増加はやむを得ない。如上の理由から女子師範を創設し三学級募集、男子師範の旭川・函館に一部の増募を実施するが、これは四年後でない配置に至らぬ。そこで男子の准教員を三師範に五十名ずつ養成している」<sup>(1)</sup>

この説明は、代用教員を得ることすらままならないという状況の下で、教員の不足を補うために、女子教員・准教員の養成がやむを得ず、またなかば積極的にすすめられたことをよく示している。

北海道における女子師範学校の必要性については、19世紀末から教員不足解消策として、主として低賃金でしかも交代が早いという財政上の理由また、初等教育には女子教員が適しているという教育上の理由からも、教育会、市町村などによって、しばしば主張されてきたことであった。この問題が質問として示されない道議会は、ほとんどなかったほどである。

女子師範学校が、その設立要求にもかかわらず長い間実現しなかった理由は、道当局の次の説明によって明らかである。

「女子教員は一、二年で三分の二更迭するし、都会を望む関係もあり、むしろ高等女学校の補習科の方がよい。教育費の関係もあるので女子師範の新設はできないと思う」<sup>(2)</sup>

「女子師範学校の必要を認めているのであるが、北海道の如き区域広大なところは男子師範がよかるう……」<sup>(3)</sup>

このように、設立要求と同じ財政上の理由をもって、正統な教員養成機関としての女子師範学校

〈表8〉 北海道師範学校本科卒業生数

年度	第 一 部				第 二 部				総数
	札幌	函館	旭川	小計	札幌	函館	旭川	小計	
1926	151	143	122	416	60	56	25	141	557
1927	124	140	128	392	32	40	35	107	499
1928	133	135	113	381	28	38	36	102	483
1929	122	138	112	372	32	34	37	103	475
1930	124	121	109	359	30	34	36	100	459
1931	128	122	124	374	—	2	—	2	376
1932	101	94	88	283	22	25	24	71	354
1933	89	90	89	268	20	22	21	63	331
1934	70	66	59	195	22	21	23	66	261
1935	52	51	56	159	22	26	23	71	230
1936	54	51	48	153	33	35	33	101	254
1937	57	55	43	155	40	41	38	119	274
1938	52	53	50	155	38	39	39	116	271
1939	51	48	44	143	30	33	36	99	242
1940	56	76	63	214	56	56	61	168	382
1941	71	76	81	228	31	20	20	71	408※
1942	16	11	5	32	1	2	1	4	150
1943	83	78	79	240					354
1944	120	113	78	311					431

「北海道学芸大学札幌分校七十年史」、「同旭川分校四十年史」、「北海道第二師範学校開校記念誌」(「白一線」第60号)、「北海道教育史」全道編3、等により作成

※ 1943年度以降は男子部・女子部となるが、男子部は便宜的に第一部欄に記載した

※※ 1941年度以降の総計は男女の合計を示す

によってではなく、既設の北海道庁立高等女学校に、給費制、教員服務義務を課した修業年限1年の補習科を設けることによって、女子正教員の組織的養成が行なわれてきたのである<sup>(4)</sup>。

その後、1931(昭6)年札幌高等女学校に小学校本科正教員養成を意図して、専攻科(修業年限2年)が設置された。

これらは、いずれも女子師範学校の代替物として考えられていた。その卒業生の全てが小学校教員となったとは考えにくい<sup>(5)</sup>、補習科、専攻科卒業者は〈表9〉のとおりであり、師範学校卒業者に比して決して少ない数ではない。

〔表9〕  
高女補習科・専攻科 卒業生数

年度	補習科	専攻科
1926	766	
1927	677	
1928	725	
1929	681	
1930	525	
1931	336	
1932	253	33
1933	307	43
1934	365	41
1935	374	43
1936	437	41
1937	423	38
1938	402	38
1939※		
1940	441	42
1941	418	42
1942※※		
1943	—	31
1944	—	55

「文部省年報」により作成  
※ 資料の不備による  
※※「年報」に記載がない

に空席の生ずるのを待機しつつ家庭にあるという状態である。……現在最も必要なるものは、確呼たる教育精神に立てしかも才能ある女教員の全道の普及である<sup>(6)</sup>と女子教員養成機関設立が改めて主張されるに至った。

北海道聯合教育会も強力にその主張を展開した。1939(昭14)年8月に開かれた代議員会において、女子師範学校設立の建議が2教育会から提案、採択された。建議の説明はこう述べている。

「……今次事変始まりて以来、人的資源不足の結果、男教員を得むこと容易ならず、当札幌市の場合、今年度…悉く女教員を以て充当したる次第……さればこの際、優良なる女教員を得んことは、極めて緊要の事に属す。……従来庁立札幌高女専攻科に於て、女子師範学校に準ずる教員養成をなし来れども、元来師範と高女は本質的に相異し、教科内容の如きも決して同一ならず…」(札幌教育会提出)<sup>(7)</sup>

にもかかわらず、師範学校本科の拡大が思うにまかせないという条件の下で、正教員の不足を女子教員によって急遽補う必要に迫られた時、補習科、専攻科卒業生をもって女子正教員とする政策は転換せざるを得なかった。

「(高女専攻科卒業生の)何よりの難点は、就任に対する強制力を受けていないことである…しかもその入学者の大部分は札幌在住者に偏しているから、その人々の任地選択は札幌に限られていて、他地方への赴任を肯んぜず、札幌、しかも主として札幌市内

道庁はついに「本道現下ニ於ケル小学校教育ノ実情ヲ觀マスルニ、学級数ノ増加ハ……年々三百余ヲ算スルニ反シ、男子教員ノ数ハ、時局ノ影響ニ因ル転退職者及応召者等多数ヲ出サレルガ為著シク減少シ、而モ斯ル傾向ハ今後益々継続増大スル情勢ニ在ルノデアリマシテ、之ガ応急的措置トシテ……臨時准教員ノ養成ヲ図ルト共ニ、代用教員採用ニ由リ鋭意教員ノ補充ニ努メツツアリマスルガ、教員素質ノ低下ハ益々著シク、教育上憂慮ニ堪ヘナイ次第デアリマス。殊ニ男子ノ不足ニ由ル女教員ノ増加ハ、之ガ素質ノ向上ヲ図ルガ為、女子師範学校ノ設置ノ必要ヲ痛感」<sup>(8)</sup>したとして、女子師範校設立予算を計上した。

高等女学校補習科・専攻科卒業者が「他地方への赴任を肯」んじないのは、設置当初から明瞭なことであった。にもかかわらず、それらが女子師範学校の代替物たり得たのは、もっぱら正教員確保の切実さと、道財政の状況によっていたからであった。

札幌などの都市においてはともかく、「……男教員ニ代ルベキ有力ナル女教員ヲ汎ク全道ニ配置」<sup>(9)</sup>するためには女子師範学校設立はうってつけであった。

地方財政の改善は何らなされないままに、正教員確保という絶対的要請に規定されて、また「転退職者及応召者」の増加による正教員(男)の不足を補うために、短期間でしかも、給費と服務義務とによって「他地方への赴任」を強制可能な女子師範学校第二部(修業年限2年、3学級、定員120名)の設立が実現した。北海道女子師範学校は「……資材、労力予算などノ関係上、新ニ校舍其ノ他ヲ建築スルコトハ、適当ノ時期迄之ヲ見合セ、普通教室、教材等ハ札幌男子師範学校ニ於ケルモノヲ併用」<sup>(10)</sup>するという状態で、1940(昭15)年4月に発足した。

続いて准教員の養成に移ろう。

「尋常小学校准教員養成所要項」(1939、9、3)によって、尋常小学校准教員養成所が、札幌、函館、旭川三師範学校に、1939(昭14)年10月から開設された。この「所要項」によれば、応募資格は「身体強健品行正ニシテ」、14歳以上、高等小学校(修業年限2年)卒業生、青年学校本科卒業生、中等学校第2学年修了者、実業学校本科第2学年修了者、これらと同等以上の学力を有する者のいずれかであった。修業年限は6カ月、月額7円の給費があり、「修了者ニハ小学校教員無試験検定ヲ行ヒ……初任給30円以上」が与えられ、1年間の服務義務が課せられていた<sup>(11)</sup>。1939(昭14)年度には150名が卒業した。

翌年10月から第2回の養成が開始された。「初任給35円又ハ40円ヲ給ス」<sup>(12)</sup>としたにもかかわらず、定員に満たず、札幌、函館、旭川各養成所に39、40、41人が入所した<sup>(13)</sup>。函館、旭川については不明であるが、札幌養成所は36名の卒業者を送ったにとどまった<sup>(14)</sup>。1941(昭16)年には、国民学校初等科准訓導養成所に改編された。

道当局が、師範学校第一部(男子)の増募は「……四年後でないに配置に至らぬ」ので「准教員を三師範に五十名ずつ養成している」と述べたように、一定の師範教育的訓練を経ているという点で、また短期間で、しかも准教員であるから、道にとっても、市町村にとっても財政的にみても、最も具体性をもち得る教員補充策であった。

教員補充策は、代用教員の採用と、以上みたように、正教員の確保という要請に規定されながら、他方でいかに「安あがり」に量的確保を実現するかという財政上の要請にも規定されて、女子師範学校と准教員の養成というかたちをとって進行した。

### 〔註〕

- (1) 北海道議会議務局「北海道議会議史」第4巻、1963・4、P.595  
この書の「議案審議」の項は、議事録の再録ではないので資料的には不十分さを免れないが、事実をよく伝えていると判断される。
- (2) 第16回通常道会(1916・10~11)における橋本参与員の説明、「北海道議会議史」第2巻、1955・4、P.404
- (3) 第21回通常道会(1921・11~12)における旭川師範学校(男子)設立に関する説明、「北海道議会議史」第2巻、P.811
- (4) 「北海道庁立札幌高等女学校学則」(北海道庁令、1902・3・28)により1903年度から発足した。(「北海道教育雑誌」第111号、1902・4、「公文」欄による)  
補習料はその後設立された庁立高等女学校にも設置された。  
なお、北海道教育研究所「北海道教育史」全道編3、1963、3 P.803~804、P.845 及び札幌北高等学校創基六十周年記念事業協賛会「六十年」1963・2、P.55、P.114~115を参照されたい。
- (5) 卒業生中何名が教員となったのかは資料を得ることができなかったので不明であるが、札幌高女補習科卒業生629人中小学校教員となった者は413人に過ぎない(1916年5月現在、前掲「六十年」P.115)という点から、このような推測は許されよう。  
(表9)が示す補習科卒業生の減少は、「能率の悪さ」を根拠に学級数が削減されたことによる(前掲「北海道教育史」全道編3、P.845を参照されたい)。
- (6) 「教員払底時代の再来とその対策」『北海道教育評論』第143号、1938・10、P.5~6
- (7) 『第十六回代議員会議事要録』『北海道教育』第253号、1939・8 P.76~77
- (8) 第39回通常道会(1939・11~12)における道当局の予算説明、「北海道学芸大学札幌分校七十年小史」1956・10、P.7からの重引による。
- (9) 「北海道教育」第253号、P.81~82
- (10) 前掲「七十年小史」P.7より重引
- (11) 「北海道庁公報」第1984号、1939・9・3
- (12) 「同上」第2273号、1940・8・24
- (13) 「同上」第2301号、1940・9・27
- (14) 『第二回尋常小学校准教員養成修了者名簿』札幌師範学校「自大正十五年至昭和二十四年、教員養成所関係書類」

## むすび

日本資本主義の帝国主義的發展、なかんずく戦時体制への転換は、師範学校政策に新たな変容を迫らないではおかなかった。それは次の諸点に整理されよう。

第一に、戦争の拡大に伴う労働力と兵員の不足による転退職・応召教員の増大は、男子正教員の不足をもたらした。師範学校本科はその対策として急速に拡大された。しかし、教員の待遇が改善されない以上、本科に志願者を得ることさえ困難であった。「大陸科」「傷療軍人教員養成所」などの設置も、「教員ノ払底」解消に何らの意味を添えるものではなかった。

第二に、師範学校制度とは不可分であった「特典」短期現役制度と徴兵免除が、兵員の確保という軍事上の切実な要求の下に廃止され、教員不足と師範学校入学志願者の減少に一層拍車をかけた。それはまた軍国主義を強化するための徴兵免除という国民皆兵制度下での矛盾を解消しようとするものであった。師範学校における軍事教練は今まで以上に強化された。

第三に、本科が拡大されたにもかかわらず、教員の量的確保のための施策は実際には多教の准・代用教員と女子教員の採用によらざるを得なかった。それすらも時として困難であったが、教員の量的確保の必要と地方財政状況から、それらの方法こそが最も具体性をもち得るものであった。

第四に、一方で正教員の確保は絶対的であり、唯一の正統な教員養成機関である師範学校に志願者を得ることさえ困難だという状況は支配階級にとっても解決をゆるがせにできない課題であった。師範学校の「昇格」はそのような性格をもつものであった。

第五に、師範学校は、日本資本主義の要求にみあった小学校教員を養成するための教育機関でありながら、帝国主義的發展をとげようとするまさにそのことのために教育機能が破壊され、帝国主義の期待する教員の養成・確保すら不可能な状態になっていった。矛盾の打開がさらに新たな矛盾を生起せしめないではおかなかったし、鋭く露呈せざるを得なかった。それはいかなる政策によっても克服されるものではなかった。